

いわき市公共施設包括管理業務委託 事業者説明会 質疑応答

※いただいたご質問及び回答は、適宜要約や集約等の整理、補足をさせていただきます。

No.	区分	ご 質 問	回 答
1	選定方法	金額が50万円を少しでも超えそうな修繕の参考見積りの依頼先は、市の入札参加有資格者名簿（建設工事の部）（以下「工事登録事業者」という。）に掲載されている事業者のみとなるのか。	このような場合は、工事登録事業者のほか、市小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されている事業者（以下「小規模修繕登録事業者」という。）を含めて、修繕の参考見積りを依頼します。
2	選定方法	再委託先の事業者選定に当たっては、予定価格に応じて複数の事業者による見積り合わせを行うなどの規定はあるのか。 これまで入札を行ってきた業務は、今後、指名又は一般競争入札で事業者を選定することとなるのか。	再委託先の事業者選定に当たっては、これまで市が行ってきた選定方法を基本として、改めて公平性、競争性等を担保できるよう、現在、市と常光サービス・堀江工業共同企業体とで協議しており、明確な選定基準を設定していく予定です。
3	選定方法	予定価格が50万円以下の修繕業務における業者選定は、小規模修繕登録事業者のみとなるのか。	原則として、小規模修繕登録事業者から選定することとなりますが、地域性やこれまでの実績、修繕の内容等を考慮し、工事登録事業者を含めて選定する予定としています。
4	選定方法	これまで地区ごとに発注されていた保守点検業務は、施設ごとに発注されることになるのか。	本事業開始初年度（令和7年度）については、これまでと同様の仕様で発注したいと考えています。次年度（令和8年度）以降は、包括施設管理業務の特性を活かした発注方法（例えば、小中学校、幼保施設をまとめて、地区ごとに発注するなど、より効率的で効果的な維持管理）を検討したいと考えています。
5	選定方法	保守点検等の業者選定方法は、例外を除き、市内業者による競争選定が基本とのことだが、その選定方法は具体的にどのようなになるのか。 また、業務1件当たり何社による競争選定となるのか。	再委託先の事業者選定に当たっては、これまで市が行ってきた選定方法を基本として、改めて公平性、競争性等を担保できるよう、現在、市と常光サービス・堀江工業共同企業体とで協議しており、明確な選定基準を設定していく予定です。
6	選定方法	インフラ設備の不具合発生時など、緊急対応する場合の事業者はどのように選定するのか。	これまでの市の対応方法と同様に、地域性や実績を考慮して選定する予定としています。
7	選定方法	参考見積（現場確認～参考見積書作成）を依頼する事業者は、どのようにして選定するのか。選定基準はあるのか。	これまでの市の対応方法と同様に、地域性や実績を考慮して選定する予定としています。
8	選定方法	修繕の事業者選定について、今までは学校や公民館から直接依頼をもらっていたが、これからはそれが無くなるのか。	1件あたり130万円未満の修繕の場合は、包括施設管理事業者から依頼します。
9	選定方法	修繕業務について、これまで、地域性を考慮して事業者を選定していたと思うが、それがこれからは一切関係無く、あくまでも見積の金額次第で決まるという解釈でよいか。	これまでの市の対応方法と同様に、地域性や実績を考慮して選定する予定としています。

いわき市公共施設包括管理業務委託 事業者説明会 質疑応答

※いただいたご質問及び回答は、適宜要約や集約等の整理、補足をさせていただきます。

No.	区分	ご 質 問	回 答
10	契約関係	本業務の契約期間は3年間の予定とのことだが、その間インフレに対応できるのか。	市の予算措置においてインフレ率等を考慮する予定としているほか、市場経済の状況を踏まえ増額の変更契約を締結するなど、適切に対応したいと考えています。
11	情報開示	本業務の対象業務は、情報を開示していただけるのか。	市では、市公式ホームページで一部の建設工事等（建設工事及び建設工事に係る測量・調査・設計業務委託）について、情報公開請求によらない金入設計書の情報提供を行っておりますが、本業務は建設工事等ではなく事務事業委託業務となりますので、この制度には該当しないものです。 しかしながら、本事業の公平性を確保する観点から、可能な限り開示できるよう制度設計をしたいと考えております。
12	制度関係	家電などの備品の修繕は、これまで通り、各施設所管課から発注されるということか。	家電などの備品の修繕は本業務の対象外となりますので、修繕する場合は、これまで通り各施設所管課から発注します。
13	制度関係	本業務を実施することにより、市としてどの程度の業務縮減効果を見込んでいるのか。	委託業務や修繕業務において、入札～契約～業務発注～支払いや、施設の不具合連絡の電話対応、予算編成、決算調製など、施設を維持管理する場合における関係職員の業務時間の合計は、年間約3万時間と推計しており、この時間を他の業務に振り向けることが可能となり、市民サービスの向上につながるものと考えています。
14	制度関係	修繕業務の作業完了報告において、業務完了報告書、提出する写真、納品兼請求書などについて、書式の指定はありますか。	報告書等の各種書類の様式については、現在検討中です。決定次第、改めてお知らせします。
15	制度関係	包括施設管理業務を常光サービス、堀江工業共同企業体が受託した場合、この構成事業者である常光サービス㈱と堀江工業㈱が、本業務の対象となる保守点検、清掃等業務や修繕業務の請負事業者となることは無いのか。もし請負事業者となる場合、公平性は保たれるのか。	市の入札参加有資格者名簿に登録がある事業者で、当該対象業務を受託することが可能であれば、共同企業体の構成事業者である両者を指名し、入札した結果、当該対象業務の請負事業者となる可能性はあります。 したがって、適切な業者選定が行われているかについて随時市が監視するとともに、入札の結果などについて情報を開示するなど、公平性を確保したいと考えています。